

個別需給給水制度について

○個別需給給水制度とは

大口水道使用者が、基準水量を超えて使用した水道水の単価を低額とする制度で、大口水道使用者が水道を利用しやすい環境を整備することにより水道離れの抑制を図ることを目的とする。

○適用要件

- ・制度利用を申出る直前の12カ月間の平均使用水量が1,000m³以上あること。

○適用期間

- ・申出書を提出した日の翌月からその年度末までとする。（開始年度のみ）
- ・期間満了に先立って適用要件等に変更がない（平均使用水量が1,000m³以上ある）場合は、期間満了後も同一条件で3カ年度継続する。

○基準水量の設定

- ①開始年度は、制度を適用する前12カ月の平均使用水量(100m³未満切捨て)を基準水量とする。
- ②開始年度の翌年度から3カ年度は、開始年度に設定した基準水量①を継続する。
- ③開始年度の翌年度から3カ年度②を経過した後は、制度を適用した前3カ年度のうち平均使用水量が最も少ない年度の平均使用水量に見直しする。以降、3カ年度ごとに前3カ年度の平均使用水量のうち最も少ない年度の平均使用水量に見直しする④。

例1：基準水量が1200m³で、1カ月1500m³を使用したの場合

- ・1200m³までは通常料金となり、1200m³を超えて使用した300m³を軽減する。

例2：基準水量が1200m³で、1カ月1000m³を使用したの場合

- ・基準水量を超えて使用していないため通常料金となる。

【基準水量の見直し方法】

①申し出のあった月の翌月から開始

H21年度（開始年度）
H21年11月～H22年3月
前12カ月の平均水量＝1200m ³
基準水量1200m ³
(1200m ³ を超えた水量を軽減)

②開始年度の基準水量をスライド

H22年度	H23年度	H24年度
月平均 1300m ³	月平均 1200m ³	月平均 1100m ³
H24年度が最も少ないためH25年度からの基準水量となる。		
基準水量：1200m ³		
(1200m ³ を超えた水量を軽減)		

③1回目見直し

H25年度	H26年度	H27年度
月平均 1400m ³	月平均 1200m ³	月平均 1000m ³
H26年度が最も少ないためH28年度からの基準水量となる。		
基準水量：1100m ³		
(1100m ³ を超えた水量を軽減)		

④2回目見直し

基準水量：1000m ³
H28年度 H29年度 H30年度

【個別需給給水制度の水量料金の設定】

水量区分	金額（1m ³ 当り、税抜き）
0～10m ³	70円
11m ³ ～30m ³	200円
31m ³ ～基準水量	240円
基準水量を超える分	70円